

第7章 史跡の保存管理

第1節 保存管理の方向性

1 史跡指定地における地区設定と保存管理の方向性

(1) 地区区分

史跡内には、都市公園として公開されている区域、民有地が残る居住区域、森林法により保護がされている区域等様々な区域が存在します。それぞれの状況に合わせた史跡の保存管理を図るため、活用や整備との関係を考慮しながら、地区設定をします。

すでに「史跡高遠城跡整備基本計画」で設定された地区区分(第3章第3節3項を参照)がありますが、整備に向けて検討すべき項目が新たに生じている状況を踏まえ、本計画において地区の見直しを行いました。

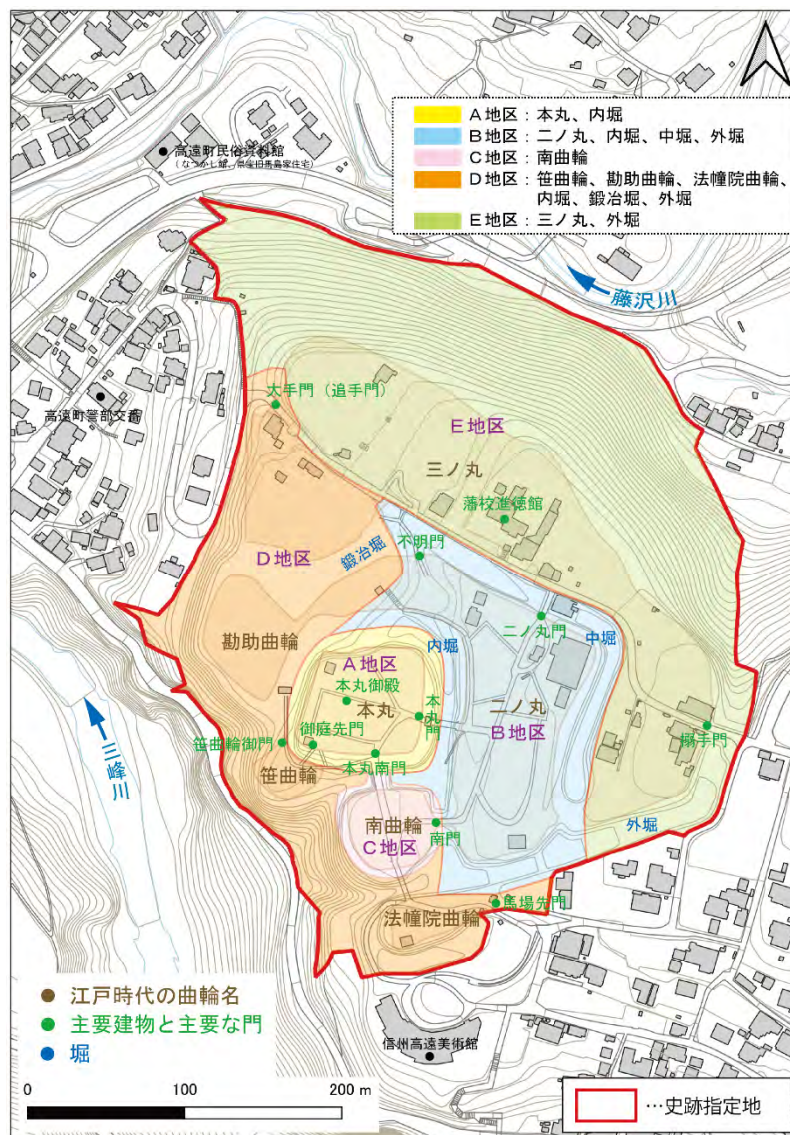


図. 本計画における地区設定

(2) 各地区の保存の方法

指定地全体に関わること

- ・道路施設や電気通信設備、公共上下水道等、地域住民の生活や都市公園や史跡の公開に必要な要素については現状維持を基本としますが、止むを得ない事情により新設が必要な場合は、地下遺構への影響を考慮し、方法等を十分に検討します。

A地区（本丸及び内堀）

- ・城郭の中心的な場所であることから、遺構のき損や滅失がないよう適切な保存を図ります。
- ・タカトオコヒガンザクラを始め、樹木等の植栽は行わないこととします。
- ・既存のサクラについては、遺構への影響がない範囲で適切な維持管理を行います。
- ・太鼓櫓、新城藤原神社関連施設、高遠公園碑、間屋門等の城跡の歴史性に関連する価値を有する要素については保存を図りますが、大規模改修等地下遺構への影響が懸念される場合は、史跡の本質的な価値の保存を最優先とした上で、方法等を十分に検討します。

B地区（二ノ丸、内堀、中堀、外堀）

- ・都市公園区域にある券売所、ゲート、トイレ等の公園管理や、史跡の公開活用に必要な施設の維持管理を行います。大規模な改修や老朽化等による更新の際には、史跡保存、景観保全の観点から十分な検討を行います。
- ・国登録有形文化財の高遠閣の保存管理を行います。
- ・内堀を含め、二ノ丸の大部分が長野県天然記念物「高遠のコヒガンザクラ樹林」の指定地であるため、地区内のタカトオコヒガンザクラを一体的に保全します。倒木や樹勢の弱まりにより更新が必要なサクラがある場合、史跡の保存、景観への影響、安全管理等を十分に検討した上で、地下遺構に影響がないと認められる場合は更新が可能なものとしますが、別途サクラ管理計画を作成し、史跡の本質的価値を構成する要素への影響を十分に検討した上で、全体計画に基づいて保存管理、補植を行います。

C地区（南曲輪）

- ・庭園絵図に基づき発掘調査を行い、遺構の残存状況を確認します。
- ・庭園の調査や将来的な整備を見据え、タカトオコヒガンザクラを始めとする樹木の植樹は行わないものとします。
- ・靖国招魂碑やその他の石碑については、整備の方向性が決まった段階で史跡外への移転を含めて関係者らと協議検討し、調整を図ります。

D地区（笹曲輪、法幢院曲輪、勘助曲輪、内堀、鍛冶堀、外堀）

- ・勘助曲輪周辺は、昭和20年代に大規模なグラウンド整備が行われ、二ノ丸の削平

や鍛冶堀の埋設、整地のために盛土^{もりど}が行われるなど、大きく改変を受けているため、当面は現状の地形を生かした多目的広場に位置付け、来場者が集中する観桜期や紅葉期等には臨時駐車場を含めた利用を図ります。

また、緊急時に災害時ヘリポートや防火水漕を支障なく利用できるように、現状のとおり広い空間を維持しますが、勘助曲輪や鍛冶堀の遺構を現地に表現する手法を検討し、将来的な整備を目指します。

- ・ 笹曲輪と法幢院曲輪は、当面の間、適切な管理によって現状を維持します。各種資料調査を進め、将来的には江戸時代末期の状態への復旧を目指します。
- ・ 内堀内の池は自然湧水であり、絵図等の描写からも廃城以前から水があったと考えられるため、現状の保存とします。

また、堀の斜面については、崩落や土砂流出を防ぐために草刈りを控える等適切な保存管理を行います。

- ・ 地区内のタカトオコヒガンザクラは、長野県天然記念物「高遠のコヒガンザクラ樹林」の指定地外も含め、B地区の方向性と同様としますが、堀の景観の妨げになる樹木については、枯死、倒木した際の更新は行わないこととします。

E地区（三ノ丸^{さんのみる}、外堀）

- ・ 史跡保存のため、土地所有者の理解と協力を得ながら公有化を目指します。
- ・ 公有化の際の既存建物等の除却にあたっては、必要な現状変更許可を得た上で、実施時には伊那市教育委員会事務局職員が立ち会う等、地下遺構への影響がないよう留意します。
- ・ 民有地内で建築物や工作物の建築、設置、改修が必要な場合は、土地所有者(利用者)の理解と協力を得ながら十分な協議をし、地下遺構への影響を検討した上で、遺構のき損や滅失がないような形で行います。
- ・ 三ノ丸北側斜面に高木化し倒木の可能性がある樹木が密生しています。遺構保存のため、針葉樹を中心に計画的な伐採と斜面の保全に必要な措置を行います。
- ・ 地区内のタカトオコヒガンザクラは、D地区の方向性と同様とします。

2 史跡周辺における文化財の保存や景観形成の方向性

- ・ 城と関わりあって地域を形成してきた東高遠の武家屋敷エリアと西高遠の町人町^{ちやうにんまち}エリアについて、城郭と城下町との一体的な保護を図るために、文化財保護法第93条に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」として扱う範囲に含めるための取組を進めます。

- ・ 城下町で行われる街路整備等のまちづくりにあたっては、歴史的、文化的な環境と調和した景観の保全・形成に努めます。

第2節 保存管理の方法

1 基本的な保存管理の方法

(1) 維持管理

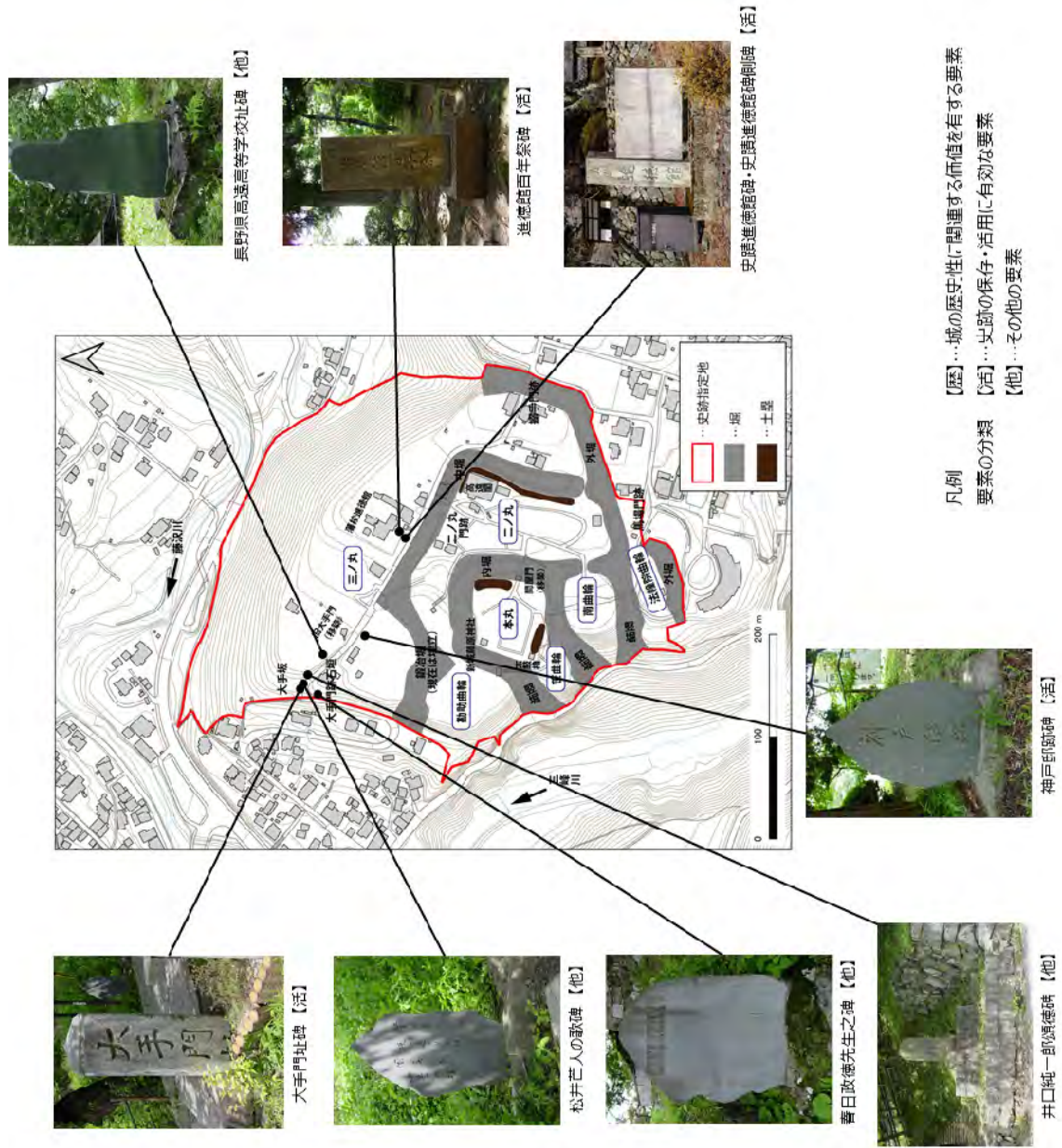
- ・ 公有地では現在行っている日常的な維持管理を継続し、地上に表出している遺構の保存、史跡及び公園としての良好な環境、景観の維持に努めます。
- ・ 日常的な維持管理に加え、定期的にパトロール等による点検をし、史跡内のき損及びおそれのある個所の把握を行い、き損の未然防止及び拡大を防ぎます。
- ・ 修理が必要となっている箇所については、計画的に修理を行います。修理にあたっては、史跡の本質的価値を損なわないよう、事前に発掘調査、絵図、文献調査等を十分に行うとともに、修理範囲は必要最小限のものとします。
- ・ 指定地内の一体的な保存管理や整備、活用を推進するために、伊那市が管理団体の指定を目指します。
- ・ 史跡の保存管理の範囲を現地で明らかにするため、指定地の境界を示す境界標きょうがいひょうの設置を進めます。
- ・ 史跡内の石碑、記念碑、文学碑、石造物については、その要素と保存管理の対応について、下記一覧のとおりとします。「城の歴史性に関連する価値を有する要素」に分類されるものや、「史跡の保存・活用に有効な要素」に分類されるものについては、史跡や公園の利活用の材料として現状で維持管理を行います。安全性に課題がある等現状のとおり維持管理が難しいものや、史跡整備等の際に支障となるものについては、移転等について関係者と調整を図ります。また「その他の要素」に分類されるものは、移転等について関係者と検討するなどの調整が必要ですが、公園の景観として馴染み、地域で親しまれているものばかりであることから、長期的な取組として進め、当面の間は現状維持とします。
公有地への新たな設置は行わないこととします。

表. 史跡高遠城跡内の石碑石造物等の方向性

場所	名称	建立年代	建立者	要素の分類	保存管理の方向性
本丸	須田先生碑	明治 43 年 5 月	建碑賛同者	その他の要素	調整を要する
	コヒガンザクラの碑	昭和 35 年 3 月 25 日	長野県教育委員会	史跡の保存・活用に 有効な要素	現状維持及び活用
	高遠公園碑	明治 14 年 4 月	不明	城跡の歴史性に関連する 価値を有する要素	現状維持及び活用

場所	名称	建立年代	建立者	要素の分類	保存管理の方向性
本丸	中邨中俣先生・中村黒水先生記念碑	大正9年4月	門人及有志	その他の要素	調整を要する
	新城藤原神社石鳥居	明治10年頃	不明	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
	新城藤原神社石灯籠4基(文化～嘉永年間)	明治10年頃	不明	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
	新城藤原合殿社改修誌碑	昭和52年	寄進者及び八日会	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
	手水鉢 文政11年	明治10年頃	高橋利猷ほか	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
	手水鉢 天保13年9月	明治10年頃	不明	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
	手水鉢 文久2年2月	明治10年頃	多数	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
	手水鉢 明治13年9月	明治10年頃	多数	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
	力石	(近世)	不明	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
二ノ丸	無字の碑	昭和24年	有志	その他の要素	調整を要する
	無字の碑側碑	昭和24年春	有志	その他の要素	調整を要する
	荻原井泉水の句碑	昭和35年4月6日	門下生	その他の要素	調整を要する
	高遠城跡碑	昭和48年5月	文化庁・高遠町教育委員会	史跡の保存・活用に有効な要素	現状維持及び活用
	さくら名所百選の地碑	平成2年3月3日	日本さくらの会	史跡の保存・活用に有効な要素	現状維持及び活用
	天下第一櫻碑	昭和9年4月	内田孝蔵	史跡の保存・活用に有効な要素	現状維持及び活用
	東灯籠	明治以降 本丸から移設	不明	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
南曲輪	靖国招魂碑	明治30年1月18日	各寺院・本部	その他の要素	調整を要する
	靖国招魂碑側碑	昭和28年7月1日	八日会及高遠町民	その他の要素	調整を要する
	忠骨蔵	不明	不明	その他の要素	調整を要する
	手水鉢(移設)	明治41年4月	黒河内家	その他の要素	調整を要する
笹曲輪	手水鉢ほか	不明	不明	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
法幢院 曲輪	松井芒人の歌碑	昭和33年6月1日	有志	その他の要素	調整を要する
	広瀬省三郎の句碑・河東碧梧桐の句碑	昭和9年10月	不明	その他の要素	調整を要する
勘助 曲輪	神戸邸跡碑	昭和29年8月	高遠町	史跡の保存・活用に有効な要素	現状維持及び活用
三ノ丸	長野県高遠高等学校校址碑	昭和60年7月	同窓会	その他の要素	調整を要する
	史蹟進徳館の碑	昭和35年3月5日	長野県教育委員会	史跡の保存・活用に有効な要素	現状維持及び活用
	史蹟進徳館の碑側碑	昭和35年3月5日	長野県教育委員会	史跡の保存・活用に有効な要素	現状維持及び活用
	進徳館百年祭碑	昭和35年9月	高遠町	史跡の保存・活用に有効な要素	現状維持及び活用

勘助曲輪・三ノ丸・大手周辺の石碑石造物



(2) 史跡の現状変更等許可

- ・史跡の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為に対する取扱い基準を本計画で定め、本質的価値の保存の手法を明らかにし、基準に照らし合わせた取扱いを行います。(本節第3項参照)

(3) 公有化の推進

- ・史跡保存のため、指定地内の私有地について、土地所有者と丁寧に話し合いを続け、理解と協力を得ながら、長期的な視点で公有化を目指します。

(4) 保存活用のための調査・研究の実施

- ・高遠城跡に関するこれまでの調査成果や資料、データを整理し、未刊行となっている調査報告書の発行を行うとともに、発掘調査成果の横断的な検証を行った上で、必要箇所の調査を進めます。
- ・文献調査で明らかになった南曲輪の庭園について、遺構を確認するための発掘調査を行います。
- ・本丸虎口^{こぐち}について、保存修理に先立つ整備方法を検討するための遺構確認調査(発掘調査)を行います。
- ・中堀や三ノ丸等、公有化を行った箇所の保存活用に向けて、遺構を確認するための発掘調査を行います。
- ・絵図や文献史料、古写真の調査や、高遠城の払い下げ時に城外へ移築された門の建築資料調査等、高遠城に関連する各分野の調査を継続的に実施します。
- ・遺構の規模や内容を特定するための発掘調査や、絵図や文献史料の調査を継続的に実施できる体制を整えた上で、調査を実施します。

(5) 植栽管理と歴史的重層性を示す環境の保全

- ・公園の景観や環境を形成する樹木や植栽については、日常の維持管理を適切に行います。危険木や枯損木^{こそんぼく}、支障木等の撤去、抜根^{ぼつこん}、植栽の維持管理に必要な設備の更新については、史跡への影響を検討した上で、現状変更等の取扱い基準に基づいて対応します。

- ・史跡内のタカトオコヒガンザクラについて、県天然記念物の指定範囲では文化財としての保護を前提とし、指定範囲外においても周辺環境との調和を図るため、現状のサクラの保護管理に努めます。

補植等については、前述の地区設定に基づいて対応し、具体的な管理方法については別途サクラ管理計画を作成し、計画に基づいた適切な管理を行います。サクラ管理計画の作成にあたっては、史跡の本質的価値を構成する要素への影響を十分に検討した上で進めます。

- ・三ノ丸北側斜面の地域森林計画対象区域においては、公有化の推進と併せて、伐採や斜面保全のための植樹等を計画的に進めます。

(6) 鳥獣対策

- ・日常的な点検や痕跡確認を継続的に行い、侵入や被害発生の予兆が見られる場合には、侵入や樹皮剥ぎ防止措置や忌避剤の散布など早期の対策を講じます。ニホンジカによる被害を防ぐための防獣柵やネット等の設置については、景観への影響を考慮した上で行います。

(7) 防災対策

- ・史跡内における防災対策については、「伊那市地域防災計画」(以下「防災計画」)を基本とし、詳細については本節第5項で後述します。

2 構成要素ごとの保存管理の方法

		要素	保存管理の方法
本質的価値を構成する要素	地上に表出している遺構等	地形立地	公園として保たれていることから、現状の維持による保存を基本方針とします。 南側の急崖については、崩落危険箇所を把握した上で、必要箇所について、崩落防止の措置を検討実施します。
		曲輪	城郭を構成する主要な遺構であることから、確実な保存を図ります。 法面の土砂流出を抑えるため、斜面の草刈りを控える等、自然植生を活かした管理を行い、公園の景観や環境と調和した保存管理を図ります。
		切岸	
		土塁	
		堀、堀内池	
		石垣(大手石垣等)	大手石垣は、所有者の理解と協力を得ながら保存管理を行います。 本丸虎口の土塁基部の石垣破損箇所については、調査を行い、残存遺構の状況を把握した上で、修理方針を明確にした上で修理を実施します。
		道(堀内道等)	廃城以前からの動線にあたる道については、これを活かした散策ルート等を設定し、園路の整備を検討します。
		進徳館	日常の維持管理により建物を健全な形で保つほか、屋根や建具等老朽化が見られる箇所については、計画的な修理を実施します。
		井戸	保存や安全管理の観点から、現状の把握を行います。
	旧大手門(移築縮小)	旧大手門は当面の間、現地において保存管理を行い、耐震補強の検討や、維持管理に必要な修理を実施します。	
	地下遺構・遺物	堀(鍛冶堀)	盛土により遺構面が保護されているため、現状維持による保存とし、勘助曲輪の活用、整備の方針と合わせて、遺構を現地に表現する手法を検討し、将来的な整備を目指します。
		枅形等虎口	これまでに実施した発掘調査の成果等により、現地表から遺構面までが10~20cmと比較的浅いとみられるため、地下遺構が遺ると想定される場所において掘削を伴う行為は必要最小限とし、現状変更等の取扱い方針に基づき、地下遺構の保存を図ります。
		中近世の建造物遺構	
中近世の土木構造物等の遺構			
南曲輪庭園跡		南曲輪庭園跡は遺構確認調査を行い、整備に向けた検討を進めます。	
中近世の遺物			
由来する史跡のもの	城内からの出土遺物	適切な管理を行い、博物館施設等で公開活用を進めます。	
	二ノ丸門(解体保管)	保管施設を維持し、保存管理を図ります。	

		要素	保存管理の方法
本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	高遠のコヒガンザクラ 樹林（県天然記念物）	県天然記念物の指定範囲では文化財としての保護を前提とし、指定範囲外においても周辺環境との調和を図るため、史跡指定地全域で現状のサクラの保護管理に努めます。城郭の核となる本丸や、調査や整備を推進する南曲輪には、今後植樹しないこととします。その他の区域における補植等については、前述の地区設定に基づいて対応します。
		タカトオコヒガンザクラ	また、別途サクラ管理計画を作成し、計画に基づいた適切な管理を行います。サクラ管理計画の作成にあたっては、史跡の本質的価値を構成する要素への影響を十分に検討した上で進めることとします。
		高遠閣 (国登録有形文化財)	高遠閣（国登録有形文化財）は文化財価値を損ねないように、周囲の景観との調和を図りながら保存管理をします。
		太鼓櫓	現状の形を基本に維持管理し、地下遺構への影響を伴うような大規模な改修を実施する場合は、発掘調査等により地下遺構への影響を見極めた上で、改修方法等の検討を行います。
		新城藤原神社関連施設	
		高遠公園碑	前節の維持管理に明記した石碑、石造物等の取扱いに基づいて保存管理を行います。
		問屋門	現状の形を基本に維持管理し、地下遺構への影響を伴うような大規模な改修を実施する場合は、発掘調査等により地下遺構への影響を見極めた上で、改修方法等の検討を行う。
		石造物(石灯籠)	前節の維持管理に明記した石碑、石造物等の取扱いに基づいて保存管理を行います。
	土橋	史跡や公園の維持管理のため、現状の形での保存管理を行います。	
	説明板 史跡説明碑	史跡の保存・活用に有効な要素	説明板や誘導標識は活用を図る上で必要なものとして、維持管理、更新をしますが、新たに設置が必要な場合は、地下遺構や景観面への影響を考慮して設置します。
	誘導標識		
	園路 木製階段 橋		
	トイレ		
	休憩施設 (ベンチ、あずまや)		
	入園管理施設 (券売所、ゲート)		
	資材倉庫		
	臨時警備派出所建物		
柵			
電気通信設備			
上下水道設備			
道路施設 交通安全施設			

		要素	保存管理の方法
本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素	史跡の保存・活用に有効な要素	樹木、植栽 (モミジ等景観木)	公園の景観や環境を形成する樹木や植栽については、日常の維持管理を適切に行うこととします。 史跡整備等に関わるものを除き、新規の植樹は行わず、危険木や枯損木等の撤去、抜根、植栽の維持管理に必要な設備の更新については、史跡への影響を検討した上で、現状変更等の取扱い基準に基づいて対応します。
		植栽管理の設備 (支柱、藤棚、防獣対策)	
		イベント関連仮施設	史跡内でのイベント実施(さくら祭りやもみじ祭り等)に必要な施設や設備は仮施設を基本とし、現状変更等の取扱い基準により対応します。
		石碑・記念碑・文学碑 (城跡やサクラ、公園に関わるもの)	前節の維持管理に明記した石碑、石造物等の取扱いに基づいて保存管理を行います。
		防災施設	本節5項で後述する防災対策に沿って維持管理を行います。
		境界標	指定地の境界を示す境界標の設置を進めます。
	その他の要素	樹木 竹木 植栽	地下遺構に悪影響を与えているものや、高木化による落枝、内部不朽による倒木等の危険性があるものについては、来場者の安全確保や遺構保存の観点から伐採を行います。伐採後の抜根については地下遺構や地盤への影響を考慮し、検討します。
		駐車場	原則として史跡指定地外に設けることとしますが、来場者が集中する時期や災害時の緊急避難所開設の際には、多目的広場に位置付けられている勘助曲輪グラウンドを駐車場として扱います。 民間駐車場については、所有者の管理を基本としますが、建物の増改築や工作物の設置にあたっては、現状変更等取扱い基準により、所有者等の理解と協力を得て、史跡への影響が最小限となるようにします。
		石碑・記念碑・文学碑 (城跡やサクラ、公園に関わらないもの)	前節の維持管理に明記した石碑、石造物等の取扱いに基づいて保存管理を行います。
		旧高遠高校校舎	史跡の景観に馴染まない建物であるため、撤去を進めます。
		旧保育園園舎	
民家		所有者(管理者)の管理を基本とします。建物の増改築や工作物の設置にあたっては、所有者の権利を尊重しながら十分な協議を行い、現状変更等取扱い基準により、所有者等の理解と協力を得て、史跡への影響が最小限となるようにします。公有化された際は、建物等を除却します。耕作地の耕土の表土と深土を入れ替える天地返しは認めないこととします。	
農地			

		要素	保存管理の方法
		武家屋敷地 (地割、地名、出土遺物)	史跡と一体的に保存活用するため、武家屋敷地や町人町を周知の埋蔵文化財包蔵地にするための取組を進めます。 県指定文化財や市指定文化財は、それぞれの条例に基づき適切な保護を図ります。 所有者(管理者)の管理を基本とし、所有者や管理者等の理解と協力を得た上で史跡と一体的な活用を目指します。
		旧馬島家住宅	
		伊澤修二生家	
		読書楼 (北原安定家住宅)	
		町人町 (町割、地名、枅形、町家)	
		相生枅形	
		商家池上家	
		旧中村家住宅 (たまきや)	
		寺社 (高遠八か寺、鉾持神社、諏訪社)	
		保科家墓所 鳥居家墓所 内藤家墓所	
		絵図・文献史料 (城絵図、藩校蔵書、古文書等)	各施設において適切な保存管理を行い、継続的な調査を進めます。 積極的な情報収集を行い、新たな史料の把握を行います。
		三峰川側の急崖	安全管理のために岩盤崩落等の対策を実施する場合は、史跡の景観に配慮して実施します。
		御用水跡	絵図や文献調査、現地踏査等の調査研究を進め、今後の保存活用について検討します。
		高遠焼	博物館等での展示や活用を推進します。
		五郎山	市指定史跡として保護を図り、周辺文化財と一体的な活用を進めます。
本質的価値に関連する要素に含まれない諸要素	史跡の保存活用に有効な要素	博物館施設	伊那市立高遠町歴史博物館を高遠城跡のガイダンス施設として活用します。 歴史博物館を中心に高遠城に関する調査・研究活動、展示、講座などを行い、周辺の博物館施設と連携しながら情報発信や普及活動を進めます。
		史跡へのアクセス、 国県市道、遊歩道、 ポケットパーク	史跡の円滑な利活用のため、管理者による適切な管理を図ります。
		誘導標識	
		駐車場	
		複製太鼓櫓	適切な管理を図り、史跡の理解を深める材料として活用を図ります。

		要素	保存管理の方法	
指定地の 周辺地域を 構成する諸 要素	本質的価値に 関連する要素 に含まれない 諸要素	その他の 要素	河川	河川管理者による適切な管理を図ります。
			タカトオコヒガン ザクラ	史跡や周辺の自然景観、観光を融合させた活用材料として、保護管理を行います。
			樹木・竹木・森林・植栽	歴史景観の保全に配慮しながら、区域内に係る各種計画に基づいた対応を行います。
			市街地 (宅地、道路、電気通信 設備、上下水道等)	
			農地	

3 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱い基準

史跡指定地内は文化財保護法に基づいて適切に管理することが求められるため、史跡内において現状を変える行為を行う場合は、実施主体やその内容に応じた手続きが必要です。取扱い基準を下記のとおりとし、事前協議や申請の窓口は伊那市教育委員会事務局生涯学習課とします。また、現状変更等の許可とは別に、第3章第3節に述べた関係法令の規定による許可等が必要な場合があります。

(1) 文化庁長官による許可が必要な行為

文化財保護法第125条の規定により、史跡内で現状を変更する行為や史跡の保存に影響を及ぼす行為をする際には、文化庁長官の許可が必要です。

また国の各省各庁が現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする際は、文化財保護法第168条の規定により、あらかじめ、文部科学大臣を通じて、文化庁の同意を求めなければなりません。各省各庁以外の国の機関が現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする際も同様に、あらかじめ、文化庁の同意が必要です。

[具体事例]

- ・ 史跡の保存・活用のための整備事業
- ・ 発掘調査等学術目的に実施する行為
- ・ 建築物の新築、増改築、除却
- ・ 工作物の設置、更新、除却
- ・ 地下埋設物の設置・改修
- ・ 樹木の植樹、伐根 等

(2) 伊那市教育委員会による許可が必要な行為

文化財保護法第184条第1項第2号の規定により、文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができます。

[具体事例]

- ・ 小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築。
(小規模建築物とは、階数が2以下で、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積(増築又は改築後の建築面積)が120㎡以下のものをいいます。)
- ・ 工作物(建築物を除く)の設置、改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していないもの)
- ・ 道路(園路を含む)の舗装もしくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ・ 史跡の管理に必要な施設(標識、説明板、境界標、囲いその他の施設)の設置又は改修
- ・ 電柱、電線(電話線等の通信線を含む)、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修。
- ・ 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等)
- ・ 木竹の伐採(伐根を伴わないもの)
- ・ 史跡の保存のため必要な試験材料の採取

(3) 現状変更等許可が不要な行為

文化財保護法第125条第1項ただし書きにより、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為は影響の軽微である場合は、許可が不要とされています。これらの行為を実施する際には、伊那市教育委員会と事前協議をするものとします。また、き損が生じた際には、文化財保護法第33条によるき損届、き損箇所への復旧を行う場合は同法127条による復旧届を文化庁長官に提出する必要があります。

[具体事例]

○維持の措置

(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に基づく)

- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき(き損等からの現状復旧)

- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき
- ・ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

○非常災害のために必要な応急措置を執る場合

- ・ 地震、台風等の災害による土砂の崩落や流出等、き損の拡大を防止するための応急措置
- ・ 被災後に崩壊又はその危険性のある建築物、工作物、樹木、石垣、土砂等の除去

○保存に及ぼす影響の軽微な場合

- ・ 植生の日常的な管理行為(除草、剪定、枯損木処理、添え木等の設置、病害虫駆除)
- ・ 土地の形状変更を伴わない建築物、工作物等の修繕

(4) 史跡指定地における現状変更等の取扱い基準表

現状変更等の取扱いに関する共通事項		<p>○本質的価値を構成する要素に影響を与える行為や、大規模な地形の改変、史跡に悪影響を及ぼす行為は原則として認めない。</p> <p>○指定地内で現状変更等を計画する場合は、伊那市教育委員会と十分な事前協議を行う。</p> <p>○各種法令及び諸計画との調整・連携を図る。</p> <p>○現状変更等にあたっては、内容によって発掘調査又は立会調査を実施し、重要遺構が確認された場合は保存に万全を期す。</p>	
指定地内	建築物	新築 注1	建築物の新築は原則として認めない。ただし、史跡及び公園の保存管理・整備活用を目的とするものや民有地においては生活上必要と認められるものは、事前協議の上、地下遺構の保存に影響を及ぼさないようにした上で認める。その実施にあたっては、事前の保存目的調査または立会調査を実施し、建築物の構造・意匠等については、伊那市景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮したものとする。
		建替 注2 増築 注3	建築物の建替・増築は、現在の建築物と同一敷地内で行うものとし、事前協議の上、内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。また、建替及び増築の場合は、伊那市景観計画の趣旨を尊重し史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮したものとする。
		除却 注4	建築物の除却にあたっては、事前協議の上、地下遺構への影響を最小限にするようにしたものについては認める。
	工作物 注5	新設・改修・除却	<p>工作物の新設・改修は規模・構造・必要性等を勘案し、事前協議の上、内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。その実施にあたっては、伊那市景観計画の趣旨を尊重し史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮したものとする。</p> <p>工作物を除却する場合は、事前協議の上、内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構への影響を最小限に抑えたものについては認める。</p>
	地形改変 土木工事	地形改変	地下遺構の保存に影響を及ぼす土地の掘削や盛土等の地形改変は原則として認めない。ただし、史跡としての保存・整備活用を目的とするものや、民有地において特に必要と認められるものは、事前協議の上、地下遺構の保存に影響を及ぼさないよう配慮したものについては認める。その実施にあたっては、伊那市景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮する。
		道路の新設・拡幅	道路の新設・拡幅は原則として認めない。ただし、史跡の保存・整備活用を目的とする道路の新設・拡幅、住民の生命財産に関わる緊急車両進入に必要な既存市道の拡幅は、事前協議の上、地下遺構の保存に影響を及ぼさないものについては認める。その実施にあたっては、伊那市景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮する。

指定地内		埋設物の 新設・改修・ 除去	埋設物の新設は原則として認めない。ただし、諸法令に基づき公共・公益上必要な地下埋設物及び建築物の建替及び増築に伴う上下水道の新設及び改修は、事前協議の上、地下遺構の保存に影響を及ぼさない位置・工法・設計であるものについては認める。また、埋設物の除去にあたっては、事前協議の上、事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構への影響を最小限に抑えたものについては認める。
		耕作地の天地返し	耕土の表土と深土を入れ替える天地返しは認めない。
	木竹の 伐採・植栽	木竹の 植栽・改植・ 伐根	木竹(果樹含む)の植栽・改植・抜根は、事前協議の上、内容によって保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構の保存に影響を及ぼさないものについては認める。史跡の整備のため木竹の抜根を要する場合は、事前協議の上、内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構への影響を最小限に抑えたものについては認める。
		伐採	伐採は、事前協議の上、史跡の保存に影響を及ぼさないものについては認める。
	史跡の 発掘調査 及び 保存整備	発掘調査	史跡の保存整備に必要な保存目的調査、現状変更等に伴う保存目的調査は認める。ただし、文化庁及び長野県と事前協議の上、地下遺構の保存への影響を最小限に抑えるよう配慮したものとする。
		保存整備	史跡の保存整備は発掘調査の成果に基づくものとし、伊那市景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成に配慮したものとする。

- 注1 [新築] は現状で建物の無い土地に新たに建築物を建築すること
 注2 [建替] は既存建物の全部又は一部を除却し、同一場所に引き続いて建築物を建築すること
 注3 [増築] は現在建築物が建っている宅地内で、建築物の既存部分に床面積を増加させる場合や、棟別又は棟続きで建築物を付加すること
 注4 [除却] は既存の建築物を取り壊し、更地とすること
 注5 [工作物] には農業用の資材置き場やビニールハウス(基礎を有するガラスハウス等を除く)、電気通信施設、道路安全施設、案内板・解説板、街灯等が含まれる

史跡指定地 以外の 高遠城跡	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地外に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地としての高遠城跡の範囲内を対象とする。(第3章第3節5(2)、「図. 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地の状況」を参照。) ・地下遺構の保存に影響を及ぼす土木工事や諸開発行為等を計画した場合は、事前協議の上、長野県知事に法第93条(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)、法第94条(国の機関等が行う発掘に関する特例)に基づく届出又は通知を提出し、長野県と調整した上で確認調査を主とする保護措置を講ずるものとする。 ・また、確認調査により重要遺構が発見され、当該土木工事等が地下遺構に影響を及ぼす場合は、事業による影響を避けるための計画変更等を求めるものとする。 ・伊那市景観計画の趣旨を尊重し、景観の保全・育成に配慮した取扱いとする。 ・なお、城跡関連遺構が既に確認されて地中に保存されている個所については、上記事項のほか、地下遺構の保存に影響を及ぼさないよう配慮したものとする。
高遠城跡 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ・この地域の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等により地下遺構の保存に影響を及ぼす行為を計画した場合は、「指定地以外の高遠城跡」に準じ確認調査または立会調査の保護措置を講ずるものとする。 ・県・市指定文化財については、原則として現状変更等を認めないが、文化財の保存・整備・活用及び公共・公益上必要な場合は、事前協議の上、長野県文化財保護条例、伊那市文化財保護条例に基づき、適切な措置を講ずるものとする。 ・景観形成住民協定地区(城下町高遠・まちづくり協定)の趣旨を尊重し、景観の保全・育成に配慮した取扱いとする。

4 防災対策

(1) 防災に関する既存計画と史跡の立地

史跡の防災対策は、「伊那市地域防災計画」(以下「防災計画」)を基本とします。史跡を含む伊那市全域が東海地震の地震防災対策強化地域や南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に指定されているほか、一部は土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域(急傾斜地)及び土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)に指定されているため、文化財の防災対策とともに、災害時に来訪者の安全を図るための対策を講じます。

(2) 災害時の連絡体制

災害時の被害状況については、公園管理者である(一財)伊那市振興公社が主体となって現況を確認し、連絡を受けた生涯学習課が文化財の被害状況、応急対策の実施見込み、人的被害の有無等について把握し、必要な対応にあたることとします。情報収集・連絡系統は以下のとおりです。

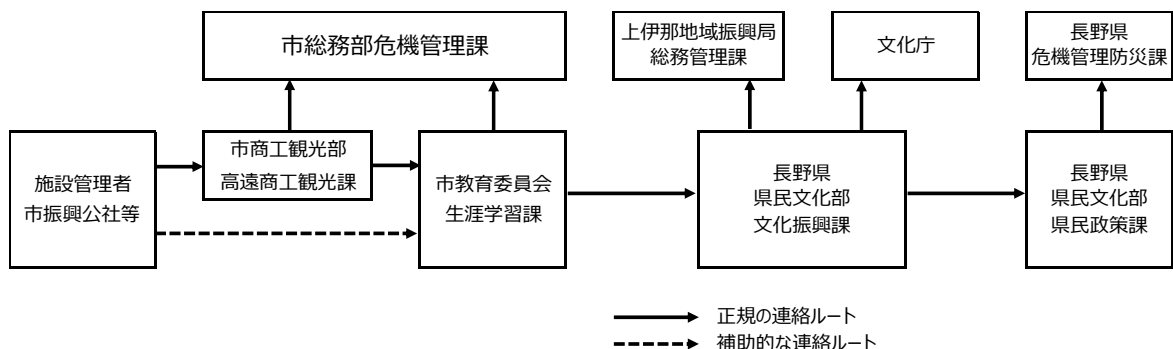


図. 災害時の連絡体制

(3) 被災時の対応

安全確保

災害発生時に史跡内に見学者がいる場合は、避難経路や避難にあたっての注意事項について放送設備等を通じて速やかに情報提供した後、「防災計画」に基づき、避難所等安全な避難場所に誘導します。負傷者等を発見した場合は、警察署、消防署等の防災機関に通報するとともに、救出救護活動に努めます。

被害状況の確認

被害状況の確認においては、被害を受けた場所、被害の内容、被害の程度(滅失、重度、軽微等)、応急対策の実施見込み等を取りまとめて報告します。土砂崩落等で二次被害が想定される場合は、一般来場者に対して被災箇所周辺への立入禁止措置を講じた上で、被害拡大を防ぐための応急措置を行います。

被災後の対応

災害によりき損した箇所については、人命救助や二次被害拡大のための応急措置以外はできる限り現状保全を図ります。特に史跡の本質的価値を構成する要素にかかる修理や復旧については、文化庁、長野県の指導の下で実施します。

関係機関の指示を受け、勘助曲輪のヘリポートや高遠閣の指定緊急避難所の開設に協力します。

(4) 防災対策

地震対策

大規模地震では、史跡内の石垣、土塁、建造物等の文化財に甚大な被害を及ぼすことが予想されます。一方、発生を予測することは非常に難しいため、日常的な状況把握と地震対策を講じる必要があります。

史跡内の歴史的建造物のうち、高遠閣、進徳館については既に耐震補強を実施していますが、旧大手門や太鼓櫓、新城藤原神社、問屋門等は耐震診断を行っていないため、所有者や管理者による診断実施と診断結果に基づいた対策を検討します。

火災対策

火災被害を受けやすい歴史的建造物や、便益施設等の建築物、タカトオコヒガンザクラを含む樹木に対する予防のため、史跡内における火気の使用は最小限とし、使用の際には防火対策を確実にを行います。消防機関と連携を図りながら火気使用者への注意喚起や消火設備や施設の維持管理を行います。

進徳館や高遠閣には、自動火災報知機や消火設備(消火栓や消火器)が有効範囲内に設置されていますが、無人管理の建物であるため、文化財防火デー等の機会に併せて初期消火訓練を実施する等、緊急時に適切に対応できるよう関係者で連携を図りながら定期的な訓練を実施します。

風水害

事前の気象情報の確認に努め、予報に応じた対策を講じます。

台風等の暴風やゲリラ豪雨等による倒木・落枝、特に倒木は地下遺構への影響につながることもあるため、これらの被害対策として、常時の適切な植生管理により、倒木・落枝の発生を抑制できるよう努めます。また、雨水排水が堀や斜面へ流れ込み、法面崩落につながらないように、排水施設の定期的な点検を実施します。

急傾斜地への対策

地震や大雨等の際に土砂崩落や岩盤崩落、落石等が懸念される三ノ丸北側斜面や三峰川沿いの南側急崖は、史跡保存の観点と安全管理の観点から、土地所有者と連携を図り、安全対策の方法を検討します。